

家庭的保育事業等の事業者変更に係る認可について

1 概要

令和3年3月29日付けで認可した「りとるぐゅ保育園（小規模保育事業B型）」（設置者：松浦 節子）について、設置者から今後の事業の継続性や安定性の確保のため、法人化したい旨の申出がありました。

設置者の法人化については、再度認可が必要となることから、児童福祉法（法律第164号）第34条の15第2項の規定による申請があり、審査を行った結果、認可することが適当であると判断しました。

家庭的保育事業等の認可にあたっては、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、「児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない」とされていることから、今回子ども・子育て会議の委員の意見を聴取するものです。

2 認可（変更）の内容

(1) 設置者

変更前	変更後
松浦 節子	合同会社キッズアシスト 代表社員 松浦 節子

※合同会社キッズアシストの概要

（設立年月日） 令和5年2月1日設立

（本店住所） 那須塩原市鍋掛1087番地1284

(2) 事業内容

小規模保育事業B型

※ 変更なし

(3) 認可定員

年齢別	0歳児	1歳児	2歳児	計
定員	5	5	5	15

※ 変更なし

3 現に保育を受けている児童に対する措置

合同会社キッズアシストが設置するりとるぐゅ保育園において、引き続き保育を行う。

4 事業開始予定年月日

令和5年4月1日